

## 消費者庁設置法案に対する意見書

2008年11月19日  
日本弁護士連合会

はじめに

政府は、2008年6月27日に「消費者行政推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を閣議決定し、「明治以来、我が国は各府省庁縦割りの仕組みの下それぞれの領域で事業者の保護育成を通して国民経済の発展を図ってきたが、この間『消費者の保護』はあくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割りの行われてきた」としたうえで、そのことによる様々な消費者問題に対応するために「消費者を主役とする政府の舵取り役」として消費者庁を来年度から発足させることとした。

消費者庁設置法案(以下「法案」という。)が、消費者庁の創設に不可欠な第一歩として策定され、今臨時国会に上程されたことに対し当連合会としても評価するものである。

しかし、既存の各省庁が産業育成を目的とするのに対し、「消費者を主役」とする消費者庁においては、政策の企画、立案、執行の全てが徹底した消費者目線により行われなければならない。

この消費者目線の維持貫徹という観点から、法案には以下に述べる修正がなされるべきである。そのうえで、様々な分野で消費者被害が多発している現状においては法案の早期審議と成立により、基本計画で明確にされているように来年度からの消費者庁の発足を求めるものである。

(意見1) 消費者の権利について

(意見の内容)

法案第3条、第4条、第6条の「消費者の利益の擁護及び増進」を「消費者の権利の擁護及び消費者利益の擁護と増進」と修正すべきである。

(理由)

法案では、第3条(任務)、第4条(所掌事務)、第6条(消費者政策委員会の設置)において「消費者の利益の擁護及び増進」とされている。

消費者基本法では、法案と同じく「消費者の利益の擁護及び増進」という用語が用いられているものの、同法第3条は「国の責務」として「消費者の権利の尊重」を理念として消費者政策を推進することとしている。消費者庁は「消費者を主役」とする新組織の創設であり、「消費者の権利」に対する最大限の尊重が図られなければならない。消費者基本法は、消費者を単なる保護される客体として利益を享受する者との位置付けから、権利主体としての位置付けに転換している。

したがって、上記のように修正すべきである。

(意見2) 第3条(任務)について

(意見の内容)

「消費者の利益の擁護及び増進」「商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保」並びに「消費者生活に密接に関連する物資の品質に関する表示」に関する

る事務と規定されているが、「消費者の安全の確保」、「消費者に必要な情報提供及び教育の機会の確保」、「消費者被害の予防、消費者に被害が生じた場合における適切かつ迅速な救済」に関する事務を加えたうえで、「もって、消費者の権利の擁護及び消費者利益の擁護と増進を任務とする」と修正すべきである。

(理由)

法案では、消費者庁の任務として「消費者の利益の擁護及び増進」「商品・役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保」及び「消費者生活に密接に関連する物資の品質に関する表示」に関する事務と規定されている。

任務規定は、消費者庁の所掌事務、消費者安全法案において消費者庁の担う権限、その他消費者庁が所管・共管する法律の執行についての消費者庁の姿勢等消費者庁の全ての根幹をなすものである。このため、消費者政策に不可欠な事務は明記すべきであるとともに、「消費者の権利の確保並びに利益の擁護及び増進」を事務ではなく任務そのものであることを明確にすべきである。

したがって、上記のように修正すべきである。

(意見3) 第4条(所掌事務)について

(意見の内容)

- (1) 法案第4条22号「公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」に「公益通報者を保護すること」を加えるべきである。
- (2) 法案第4条26号「文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと」を「消費生活相談員及び消費者行政担当職員の研修並びに消費者に対する啓蒙・教育を行うこと」と修正すべきである。

(理由)

- (1) 第4条22号では、「公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」と規定されている。

現行の公益通報者保護法における行政機関の窓口は「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」に限られており、消費者庁が所管する法律以外の法律、すなわち他省庁が所管する法律に関連する違法行為について消費者庁は公益通報の窓口とならない。

消費者問題の対象は多岐にわたり、消費者安全法案において新たに構築する情報収集制度によっても消費者関連情報の収集、分析、活用には限界がある。他方で、これまでの各種偽装問題等において内部告発が功を奏し消費者問題の拡大を防止し得た事例は多数存在する。消費者安全法案では内閣総理大臣の担当大臣に対する措置要求権限が規定されているが、消費者の声に基づき措置要求権限が発動される仕組みが不可欠である。このため、消費者庁を所管法律の如何にかかわらず消費者問題に関する公益通報の窓口とすべきである。

したがって、同22号に「公益通報者を保護すること」を加えるべきである。

- (2) 第4条26号では、「文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと」と規定している。これは、専ら独立行政法人国民生活センターにおける研修を想定したものと考えられるが、消費者問題に直接関与する消費生活相談員や消費者行政担

当職員に対する研修の重要性及び消費者に対する啓蒙・教育の重要性を考慮するならば、単に「文教研修施設における」と対象施設を限定したうえでの研修と規定する必要性はない。このため、端的に研修、啓蒙、教育を事務とすべきである。

したがって、同26号は「消費生活相談員及び消費者行政担当職員の研修並びに消費者に対する啓蒙・教育を行うこと」と修正すべきである。

(意見4) 第5条(関係行政機関との協力)について

(意見の内容)

消費者庁長官の関係行政機関の長に対する協力要請のみならず「関係行政機関の長の協力義務」を加えるべきである。

(理由)

法案では、消費者庁の所掌事務遂行のため必要があるときは消費者庁長官の関係行政機関の長に対する協力要請が規定されている。

行政機関相互間の協力体制が円滑に機能することを前提に「協力要請」と規定されているものと考えられるが、消費者庁創設は産業育成を目的とする既存省庁と異なり消費者を主役とした初の行政機関を創設するものである。多岐にわたる消費者問題においては既存省庁間における縦割り行政の弊害以上に消費者庁対他省庁との対立構造が顕現することも想定される。このため、一定の要件のもとで消費者庁長官からの協力要請に対し関係行政機関の協力義務を規定すべきである。

したがって、上記のように「関係行政機関の長の協力義務」を加えるべきである。

(意見5) 消費者政策委員会について

(意見の内容)

(1) 消費者政策委員会の独立性、委員の任命方法・身分保障に関し、職権行使の独立性、委員の身分保障について規定すべきである。委員の任命は「両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命」と修正すべきである。なお、委員は兼職禁止について規定すべきである。

(2) 消費者政策委員会の所掌事務(法案第6条)

法案第6条2項1号は「内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ又は自ら、重要事項を調査審議し必要な措置を行うこと」と修正すべきである。

(3) 消費者政策委員会の事務の公表義務

消費者政策委員会の事務処理状況の公表義務について規定すべきである。

(理由)

(1) 法案第3章(第6条から第11条)では消費者政策委員会(以下「委員会」という。)について規定されている。法案の規定内容からは従来の国民生活審議会の役割、組織と大差がないとの感を否めない。

基本計画では、委員会は「新組織の運営に消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組み」として設置され、「消費者政策の企画立案や消費者庁を含めた関係府省庁の政策の評価・監視に関することとともに、消費者庁が行う行政処分等のうち重要なものに関して、諮問への答申、意見具申を行う」ものと述べられている。

この基本計画で想定されている委員会の役割は従来の国民生活審議会とは明らかに異なるものである。すなわち、明治以来の縦割りによる産業育成省庁とは異なる消費者のための消費者庁を創設するとともに、消費者庁が真に「消費者を主役」とする組織たるべく消費者目線で消費者庁を監視するとともに消費者の声を消費者行政に反映させる組織として位置付けられるものである。このため、委員会についての規定は消費者庁のあり方を大きく左右するものであり、消費者庁の監視・補完組織としての役割、組織体制について法律で明確に規定しておくことが必要である。

- (2) 委員会の独立性、委員の任命方法・身分保障に関し、法案では第8条において委員は「内閣総理大臣が任命」、第11条において独自の事務局を設置することが規定されている。

委員会の役割は、消費者目線での消費者庁に対する監視である。このため、消費者庁内部に設置される組織であるが、独立して職務を遂行できる体制を確保することが必要である。法案では、独自の事務局を設置することが規定されているが、事務局の独自性だけでは不十分である。

また、委員会は消費者庁の事務遂行を不断に監視していることが重要であるため委員は専任とすることが必要である。

したがって、委員会の職権行使の独立性、委員の身分保障について規定すべきである。委員の任命は「両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命」と修正すべきである。委員は兼職禁止について規定すべきである。

その他の委員会の招集、議決方法、委員長の権限、委員の人数・任期等についても委員会の消費者庁に対する監視・補完組織として適切なものとなるよう法律で明確に整備しておくことが必要である。

- (3) 委員会の所掌事務

法案第6条2項1号では「内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ」「重要事項を調査審議すること」が規定されている。委員会が監視組織たるには諮問を受けた場合に限定する必要はない。また、調査審議にとどまらず勧告を行うこと、これらの調査に必要な資料要求権限が必要である。

したがって、「内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ又は自ら、重要事項を調査審議し必要な措置を行うこと」と修正すべきである。

- (4) 委員会の事務の公表義務

委員会が消費者目線での監視組織たるには、その事務の遂行状況を公表し透明性を確保することにより消費者からのチェックを受けることが必要である。

したがって、委員会の事務処理状況の公表義務について規定すべきである。

以上